



経営革新計画の承認要件改正①

長野県産業労働部
産業立地・経営支援課
TEL: 026-235-7195

しあわせ信州

※ 令和2年10月1日より適用

2020年10月1日に中小企業成長促進法が施行されたことに伴い、経営革新計画の申請様式・承認基準が改正

※ 経過措置期間（令和2年12月31日まで）は、旧様式にて申請可

| | 改正前 | 改正後 |
|----------|--|--|
| 認定の指標 | <ul style="list-style-type: none"> 付加価値額：営業利益＋人件費＋減価償却費 一人あたりの付加価値額：付加価値額÷従業員数 営業利益：売上総利益(売上高－売上原価－販売費及び一般管理費) 経常利益：営業利益－営業外費用 | <ul style="list-style-type: none"> 付加価値額：営業利益＋人件費＋減価償却費 一人あたりの付加価値額：付加価値額÷従業員数 営業利益：売上総利益(売上高－売上原価－販売費及び一般管理費) 給与支給総額：役員及び従業員に支払う給料、賃金及び賞与並びに給与所得とされる手当(残業手当、休日手当、家族(扶養)手当、住宅手当等) |
| 新事業活動の類型 | <ol style="list-style-type: none"> 新商品の開発又は生産 新役務の開発又は提供 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動 その他の新たな事業活動 | <ol style="list-style-type: none"> 新商品の開発又は生産 新役務の開発又は提供 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 役務の新たな提供の方式の導入その他新たな事業活動 技術に関する研究開発及びその成果の利用 その他の新たな事業活動 |
| 計画期間 | — | 計画期間の中に、「事業期間」（指標の向上を求める期間）及び「研究開発期間」という概念が追加される |
| 計画年数 | 3～5年 | 3～5年 ※ ただし、研究開発を伴う場合は最大8年まで（事業期間のみで3～5年） |



経営革新計画の承認要件改正②

長野県産業労働部
産業立地・経営支援課
TEL:026-235-7195

しあわせ信州

※ 令和2年10月1日より適用

経営指標の目標値（改正）

（改正前）

| 計画終了時 | 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率 | 「経常利益」の伸び率 |
|---------|----------------------------|------------|
| 3年計画の場合 | 9%以上 | 3%以上 |
| 4年計画の場合 | 12%以上 | 4%以上 |
| 5年計画の場合 | 15%以上 | 5%以上 |

（改正後）

| 計画終了時 | 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率 | 「給与支給総額」の伸び率 |
|---------|----------------------------|--------------|
| 3年計画の場合 | 9%以上 | 4.5%以上 |
| 4年計画の場合 | 12%以上 | 6%以上 |
| 5年計画の場合 | 15%以上 | 7.5%以上 |